

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

現 行	改 正 後
(職員) 第 1 1 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市__の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4 ・ 5 (略)	(職員) 第 1 1 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市<u>若しくは中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4 ・ 5 (略)